

第46期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年5月28日（水曜日）
午前10時00分（受付開始：午前9時30分）

開催場所

福岡市博多区石城町2番1号
福岡国際会議場4階411・412号室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■ 決議事項

- 第1号議案 取締役9名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

株式会社きょくとう

証券コード：2300

目次

第46期定時株主総会招集ご通知	1頁
議決権行使についてのご案内	3頁
事業報告	5頁
計算書類	21頁
監査報告	34頁
株主総会参考書類	37頁

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2025年5月27日（火曜日）
午後5時00分まで

株 主 各 位

福岡市博多区金の隈一丁目28番53号

株 式 会 社 き よ く と う

代表取締役会長兼社長 牧 平 年 廣

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイト「第46期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <http://www.cl-kyokuto.co.jp/ir/data9.php>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトでは、「銘柄名（会社名）」に『きよくとう』又は「コード」に証券コード『2300』を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／P R 情報」を順に選択の上、ご確認ください。

【株主総会ポータル（三井住友信託銀行）】
<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年5月27日（火曜日）午後5時00分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具



記

1. 日 時

2025年5月28日（水曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所

福岡市博多区石城町2番1号
福岡国際会議場 4階 411・412号室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項

報 告 事 項

第 46 期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第 1 号 議 案

取締役9名選任の件

第 2 号 議 案

監査役1名選任の件

第 3 号 議 案

退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は、他のウェブサイトからご確認いただくか時間をおいて再度アクセスくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



株主総会
開催日時

2025年5月28日（水曜日）
午前10時00分（受付開始 午前9時30分）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。また、開会時刻間際には受付の混雑が予想されますので、お早めにご来場いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使のお手続きについて

行使期限

2025年5月27日（火曜日）
午後5時00分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただきご返送ください。また、同封の記載面保護シールのご利用をお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使のお手続きについて

行使期限

2025年5月27日（火曜日）
午後5時00分受付分まで

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

株主総会ポータルURL

<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイト

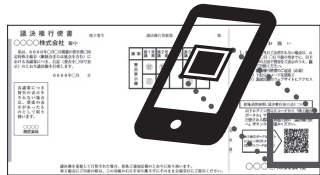
<https://www.web54.net>

インターネットによる 議決権行使のご案内

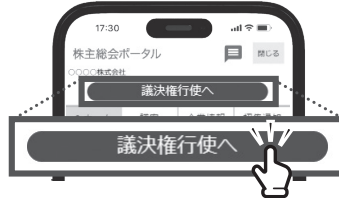
インターネットによる議決権行使期限
2025年5月27日（火曜日）午後5時00分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

事業報告

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、インバウンド需要の増加等の影響もあり、景気は一部に足踏みがみられるものの、緩やかに回復しました。その一方で、長期化するウクライナ情勢や中東情勢を巡る地政学リスクによる原材料や資源価格の高騰と物価上昇により、消費マインドの低下が懸念されるなど、国内経済は先行き不透明な状況が続いております。

クリーニング業界においても総需要の低迷が続く中、原材料費の高騰や人手不足等の影響を強く受け、経営環境は依然として厳しい状況にあります。

このような事業環境の下、当社は創業60周年を迎え、さらなる企業価値の向上を目指し、お客様の利便性を追求した新たなサービスや業務の効率化と品質の向上への取り組みなどを積極的に実施しました。

営業面では、2023年末にM&Aで取得した福岡県内の48店を効率的に管理するため、工場と管轄店舗網の再編成を行い、運営の確立に注力しました。また、原材料費や賃金の上昇に対応するため、2024年10月にクリーニング料金の改定を行い、併せて新規入会のキャンペーンを行って、収益力の向上に向け、販売強化と新規会員数の増大に努めました。

さらに、新たな需要の掘り起こしのため、オーバータイムクリーニングボックス（無人受け渡しシステム）の増設やアプリ会員制の24時間受渡しロボットシステムの運用を開始しました。

生産面では、お客様へより高い仕上げ品質を提供するため、クイックシステム（当日仕上り）を一部変更し、工場生産体制の効率化に取り組みました。

投資面では、2025年2月に全店一斉のポスレジ入れ替え、また、不動産の有効活用のため、福岡市西区石丸にあった倉庫を一棟の賃貸マンションに建て替え、2024年9月から賃貸物件として運営を開始しました。

店舗政策では、新規出店を5店舗、既存店舗のリニューアルを13店舗実施しました。また、13店舗を閉鎖し、当事業年度末の店舗数は488店舗となりました。

以上の結果、当事業年度は、クリーニング総需要の低迷が続く中、当社は諸施策に取り組み、売上高は53億8千万円（前期比9.4%増）となりました。

利益につきましては、原材料価格の高騰や人件費等のコスト上昇の影響を受けましたが、営業利益9千6百万円（前期比15.3%増）、経常利益1億8千2百万円（前期比11.3%増）となり、当期純利益は固定資産の減損処理等により8千3百万円（前期比30.2%減）となりました。

事業の区分別売上高

区 分	当事業年度売上高		前事業年度売上高		対前事業年度比	
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	増減額 (千円)	前事業年度 対比率 (%)
ドライクリーニング	3,933,143	73.1	3,718,091	75.6	215,052	105.8
ランドリー	1,308,402	24.3	1,066,924	21.7	241,478	122.6
その他の売上高	139,078	2.6	132,327	2.7	6,750	105.1
合 計	5,380,624	100.0	4,917,343	100.0	463,281	109.4

(注) 2025年2月期より収益認識に関する会計方針を変更し、前事業年度の売上高は遡及処理の内容を反映させた数値を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は1億8千万円であり、その主なものは、賃貸用マンションの建設、年度計画に基づく店舗改装等であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、賃貸用マンションの建設資金として、長期借入金2億円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

2025年度におきましては、景気の先行きについては、雇用・所得環境が改善している中で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響やアメリカの政策動向による影響などが経済活動に及ぶことも想定されます。このような状況の下、当社はお客様の多様なニーズに対応するサービスを創出するとともに、引き続き安定した収益基盤の構築と持続的な成長を目指して、次のとおり課題に対処してまいります。

① 「女性活躍」の一層の推進

当社は、多様性を重要な経営方針の一つとして、これまで全世代の従業員に活躍の場と与えられるような制度の創設や人事に積極的に取り組んでまいりました。女性が営業や生産現場の最前線で主たる役割を担ってきた当社において、今後さらなる組織の活性化を目指し、女性の活躍を重要な経営課題として捉え、推進してまいります。女性管理職候補者に対する人材育成、教育に努めることにより、幹部への登用を行い、所得の向上、自立を促進し、安心して働ける職場を目指してまいります。

② お客様へ「最高の満足」の提供

当社は、当社の強みであるオゾンによる「洗い」と仕上げの品質を心のこもった接客や店づくりでお客様に提供できるように、社員教育に積極的に取り組んでまいりました。

さらにはお客様の利便性・ニーズに合わせたサービスを追求しつつ、日頃のご愛顧への感謝を示した会員制度の充実を図り、品質・サービス・価格で、お客様へ「最高の満足」を提供できるよう取り組みを一層進めてまいります。

③ 「会員数の増大」への取り組みの推進

少子高齢化が進んで行く中、当社は、会員数の確保を重要な課題と捉え、お客様とのコミュニケーションを大切にしてきました。今後もキャンペーン等での新規入会の促進、SNSでの既存会員様への情報発信などを通して、お客様と繋がる企画を推進しながら、会員数と来店頻度の増大に取り組み、収益力の向上に繋げてまいります。

以上のとおり、株主の皆様、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応えられるよう、企業価値の向上に努めてまいります。

何卒、株主の皆様の相変わらぬご支援とご理解を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 間	第43期 2022年2月期	第44期 2023年2月期	第45期 2024年2月期	第46期(当事業年度) 2025年2月期
売 上 高	4,580,751	4,688,683	4,917,343	5,380,624
経常利益 又は経常損失 (△)	△371,822	△93,319	163,613	182,112
当期純利益 又は当期純損失 (△)	△784,151	△169,780	119,012	83,050
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	△149円04銭	△32円27銭	22円62銭	15円78銭
総 資 産	3,779,021	3,773,299	4,327,964	4,396,912
純 資 産	1,926,265	1,776,956	2,115,017	2,141,043

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、事業年度中の平均自己株式数を控除した事業年度中の平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第44期の期首より適用しており、第44期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
3. 2025年2月期より収益認識に関する会計方針を変更し、2024年2月期の売上高は遡及処理の内容を反映させた数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

- ① クリーニング業及びクリーニング業の経営指導
- ② 紳士服、婦人服及び寝具のリフォーム
- ③ 上記に付帯する一切の業務

(9) 事業所及び工場

① 本 社 福岡市博多区金の隈一丁目28番53号

② 工 場

《九州北地区》

中間工場 福岡県中間市
 宮田工場 福岡県宮若市
 福岡プラント 福岡県福津市
 東部工場 福岡市東区
 多の津工場 福岡県糟屋郡粕屋町
 宇美工場 福岡県糟屋郡宇美町
 博多プラント 福岡市博多区

《九州中地区》

水城工場 福岡県太宰府市
 那珂川工場 福岡県那珂川市
 大橋工場 福岡市南区
 中央工場 福岡市城南区
 大手門プラント 福岡市中央区
 西部工場 福岡市早良区
 賀茂工場 福岡市早良区

《九州西南地区》

石丸工場 福岡市西区
 伊都プラント 福岡市西区
 唐津プラント 佐賀県唐津市
 甘木プラント 福岡県朝倉郡筑前町
 上峰工場 佐賀県三養基郡上峰町
 高木瀬プラント 佐賀県佐賀市
 小城プラント 佐賀県小城市

《特別区》（業務本部直轄）

今光工場 福岡県那珂川市

《中国地区》

宇部工場 山口県宇部市
 防府工場 山口県防府市
 山口工場 山口県山口市
 中広工場 広島市西区
 福山プラント 広島県福山市
 三次プラント 広島県三次市
 松江工場 島根県松江市
 出雲プラント 島根県出雲市

《関西地区》

久々知工場 兵庫県尼崎市
 西宮工場 兵庫県西宮市
 住之江工場 大阪市住之江区
 門真工場 大阪府門真市
 堺工場 堺市中区

《関東地区》

港北工場 横浜市都筑区
 稲城プラント 東京都稲城市
 阿佐ヶ谷工場 東京都杉並区
 和光工場 埼玉県和光市
 西足立工場 東京都足立区
 板橋工場 東京都板橋区

(10) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤務年数
名 152	名 3	歳 48.4	年 14.5

(注) 上記のほか、パートタイマーの事業年度末人員は740名であり、前事業年度末に比べ10名増加しております。

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社西日本シティ銀行	1,057,189千円
株式会社佐賀銀行	52,519千円
株式会社十八親和銀行	1,628千円

(12) その他重要な事項

当社は、2023年5月31日付で提出した過年度の有価証券報告書等の訂正報告書に関し、2024年12月10日に証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、当社に対し1,500万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われ、2025年2月5日に金融庁より課徴金納付命令の通知を受けました。課徴金は2025年2月期の決算において特別損失に「課徴金」として計上しております。

当社は、この度の事態を真摯に受け止め、2023年4月に判明した雇用調整助成金の不正受給を受け、特別調査委員会の提言をもとに策定した再発防止策をより実効性のあるものとするよう進め、適切な内部統制の整備及び運用に取り組んでおります。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数
- 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数
- 5,261,116株 (自己株式290,114株を除く)
- ③ 株主数
- 12,644名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
牧 平 年 廣	1,591	30.25
き よ く と う 社 員 持 株 会	268	5.10
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	250	4.75
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	220	4.18
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	140	2.66
牧 平 京 子	132	2.51
ロ イ ヤ ル ネ ッ ト ワ ー ク 株 式 会 社	100	1.90
富 沢 広 之	89	1.71
永 田 光 春	89	1.69
株 式 会 社 ツ ー ・ エ ム 化 成	71	1.35

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（290,114株）を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を切捨表示し、持株比率は表示未満の端数を四捨五入しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（2025年2月28日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
牧 平 年 廣	代表取締役会長兼社長	学校法人鎮西学院 理事
弓 削 道 哉	専 務 取 締 役	
井 上 和 美	常 務 取 締 役	
齊 藤 博	取 締 役（業務本部長）	
丸 林 凡 和	取 締 役（管理本部長）	
村 上 忍	取 締 役（営業開発部長）	
山 口 強 志	取 締 役（経営企画室長）	株式会社大洋 代表取締役社長
重 松 史 郎	取 締 役	司法書士重松事務所 代表 社会福祉法人那珂川福祉会 理事 学校法人鎮西学院 理事長
池 田 早 織	取 締 役	徳永・松崎・斉藤法律事務所 パートナー弁護士 大石産業株式会社 取締役監査等委員（社外）
大久保 壽 人	常 勤 監 査 役	
中 嶋 久 夫	監 査 役	田崎税理士事務所 税理士 株式会社ミキサーセンター 監査役（社外）
神 尾 康 生	監 査 役	神尾公認会計士事務所 代表 税理士法人神尾アンドパートナーズ 代表社員 株式会社ウチヤマホールディングス 取締役監査等委員（社外）

(注) 1. 取締役 重松史郎氏、池田早織氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役 大久保壽人氏、中嶋久夫氏、神尾康生氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。

(1) 2024年5月28日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって、監査役 丸林凡和氏は辞任いたしました。

- (2) 2024年5月28日開催の第45期定時株主総会において、取締役 丸林凡和氏、池田早織氏、監査役 大久保壽人氏が新たに選任され、就任いたしました。
3. 監査役 大久保壽人氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役 中嶋久夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役 神尾康生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 社外取締役 重松史郎氏、池田早織氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 7. 社外監査役 中嶋久夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 8. 常務取締役 井上和美氏は、2025年3月1日付で取締役副社長に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、2024年5月28日開催の第45期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、取締役 池田早織氏と当社は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。取締役を含む被保険者の行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する損害賠償額を当該保険契約によって補填することとしております。（ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。）当該保険契約は、次回更新時においても契約の継続を予定しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分		人 数	報 酬 等 の 額	摘 要	
		名	千円		
取	締	役	9	114,899	
監	査	役	4	16,440	
(う ち、社 外 役 員)		(6)	(24,930)	社外取締役 社外監査役	2名 4名
計		13	131,339		

- (注) 1. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当事業年度増加額4,859千円（取締役6名3,269千円、監査役3名1,590千円）を含んでおります。
2. 当事業年度に係る報酬等は、2024年5月28日開催の第45期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 2024年5月28日開催の第45期定時株主総会の決議に基づき役員退職慰労金を社外監査役1名に対して、1,080千円支給しております。
4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の業績連動報酬はありません。

⑤ 取締役の個人別報酬等の決定方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別報酬等の決定方針について、以下のように決議いたしました。

1. 基本方針

当社の取締役報酬の基本方針は、企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とし、持続的な企業価値の向上を動機づけ、株主様をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系としております。

2. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

個人別報酬は、固定報酬である基本報酬（月額報酬として支給）と、業績に応じて変動する業績連動報酬（賞与）で構成し、基本報酬額は、経済情勢、当社の成長力を考慮した水準とし、役割に応じて決定いたします。業績連動報酬については、短期業績連動報酬として、単年度の業績や目標達成度に連動する賞与を支給いたしますが、役割に応じて定める報酬構成比率により決定いたします。具体的な内容としては、当社の重要な指標として経常利益率8%を目標にしており、この8%を基準として経常利益率及び対前年比の推移を勘案して基準に基づき決定しております。

個人別の取締役報酬は、当社役員規程に基づき、個人別のスキルマトリックスを作成の上、社長が立案し、報酬委員会の答申を受け、その役割や責務、役位に応じ、取締役会の決議により決定しております。

3. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

1994年12月27日開催の臨時株主総会において取締役報酬を年額200,000千円以内、監査役30,000千円以内とする旨を決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役は10名、監査役は1名であります。

⑥ 取締役の個人別報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が報酬案について決定方針との整合性を含め審議しており、報酬委員会の審議、答申内容を踏まえた上で、取締役会で決定していることから、その内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

⑦ 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先と当社との関係

参考書類（42頁）に記載した関係及び監査役 神尾康生氏が代表社員を務める税理士法人神尾アンドパートナーズと当社との間に税務顧問契約の取引がある以外の関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等への出席状況	主 な 活 動 状 況
取締役	重松 史郎	取締役会 再発防止委員会 コンプライアンス委員会	15/16回 1/1回 3/3回
取締役	池田 早織	取締役会 コンプライアンス委員会	9/12回 3/3回
監査役	大久保 壽人	取締役会 監査役会	10/12回 5/5回
監査役	中嶋 久夫	取締役会 監査役会	16/16回 8/8回
監査役	神尾 康生	取締役会 監査役会 コンプライアンス委員会 リスク管理委員会	14/16回 8/8回 4/4回 1/1回

（注）再発防止委員会は、2023年5月23日に開示した雇用調整助成金の不正受給の返還事案の発生に際し設置した委員会であります。

(4) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称
EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額
 1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 38,850千円
 2. 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 50,466千円
 - 1) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
 - 2) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、前事業年度の監査に係る追加報酬11,616千円が含まれております。
 - 3) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- ③ 責任限定契約の内容の概要
責任限定契約は締結しておりません。
- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 経営理念である「融和」「変革」「貢献」に基づいた「行動規範」を制定し、全取締役及び全使用人の企業活動の指針とし、法令遵守と社会倫理の遵守を徹底する。
 2. 代表取締役は、コンプライアンスの取り組みを統轄管理する責任者を任命し、全社を横断的に統轄する。
 3. 内部監査室は、コンプライアンス状況の監査を定期的実施し、取締役会に報告する。
 4. 取締役及び使用人は、法令、定款、組織規程、職務分掌規程等社内規程に基づいて業務を執行する。
 5. 取締役会は、原則毎月1回開催し、各部門の責任者は職務執行の状況を報告する。
 6. 内部監査室は、内部監査規程に従い内部監査計画を作成し、定期的に監査を実施する。内部監査の結果は、社長及び監査役に報告する。
 7. 当社は反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、不当要求や取引関係等一切の関係を持たない社内体制を構築する。
- ② 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役の職務の執行に係わる文書は、文書管理規程に定める保存期間、保存場所に基づいて関連資料とともに適切に保存管理する。
 2. 取締役の意思決定に係わる文書は、取締役会規程に定める付議基準に基づき、議事録を作成し、保存期間に基づき保存管理する。
 3. 取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合は、速やかに閲覧が可能な場所、方法を文書管理規程に定める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 代表取締役は、リスク管理に関する総括責任者を任命し、「経理規程」「安全衛生管理規程」「リスク管理規程」を制定する。
 2. 組織の全社的なリスク管理対応は総務部が「リスク管理規程」に基づいて行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は、担当部門が行う。
 3. 内部監査室は、各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締り報告する。
 4. 不測の事態が発生した場合は、社長を長とする対策本部を設置し、事業継続基本方針（BCP）に従い、生命・身体・安全確保を最優先とし、二次災害の防止と資産の保全を図り、危機がおよぼす損害や影響を最小限に抑える体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1. 取締役会は原則毎月1回開催し、重要な項目について意思決定を行う。その意思決定に基づき各部門長が出席する経営会議において具体的な業務遂行の協議を行い、その決定により業務を展開する。
 - 2. 組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、責任者及びその執行手続について定め、これを周知徹底することで、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
 - 3. 執行役員制度を導入し、業務の意思決定機能と業務執行機能を分離し、両機能の迅速化と実行力の向上を図る。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - 1. 監査役が必要とした場合、監査役の職務の補助をする使用人を置くものとする。
 - 2. 監査の補助員は、監査役の指揮命令の下で職務を遂行し、他の業務との兼務は行わない。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1. 監査役の職務を補助する使用人は、監査役以外の者からの指揮命令を受けないものとする。
 - 2. 監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事考課、懲戒処分等については、監査役会の承認を受けるものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1. 監査役は取締役会の他、経営会議、地区部長会議などの重要会議に出席し、取締役及び使用人から職務の執行状況を聴取し、関係資料や文書を閲覧する。また必要に応じて取締役及び使用人に追加説明を求めることができるものとする。
 - 2. 取締役及び使用人は、監査役会に対して業績及び業績に重大な影響をおよぼす、又はおよぼす恐れのある事項が発生した場合は、直ちに報告するものとする。また、内部監査の実施状況は遅滞なく報告するものとする。
 - 3. 重要な議事録、稟議書等は、その都度監査役に回覧する。また、監査役が必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

- ⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 内部監査室は、監査役と内部監査計画及び方法等について定期的に協議を行い、内部監査の結果や指摘事項等について情報交換を行うなど連携を図る。
 2. 代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち意見の交換を行う。
 3. 監査役会は、必要に応じて弁護士、会計監査人等の専門家と会合を開催し意見交換を行う。
- ⑨ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
1. 2015年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に対応し、2015年5月15日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。
 2. 主な会議の開催状況として取締役会は16回開催され、取締役の職務の執行状況の適法性を確保しております。また、再発防止委員会は1回、コンプライアンス委員会は4回、リスク管理委員会は1回開催され、それぞれ不祥事の再発防止、コンプライアンス及びリスクへの対応等に関する協議を行っております。
 3. 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を行い情報の連携を図っております。
 4. 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の内部統制監査を実施いたしました。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績を勘案しながら、将来の事業展開や経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ株主の皆様への利益還元を重視し、安定した配当を継続していくことを経営の基本方針としておりますが、利益確保が困難な場合は、経営状態や市場動向を慎重に判断し配当を決定いたします。当事業年度の配当については、期末配当を1株当たり5円50銭といたしました。2024年11月12日に実施した中間配当1株当たり5円50銭と合わせまして、年間配当は1株当たり11円となります。

(注) 本事業報告に記載の金額及び比率等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
【流動資産】			【流動負債】		
現金及び預金		469,534	買掛金		27,114
短期貸付		93,030	短期借入金		200,000
商材及び貯蔵品		18,231	一年返済予定長期借入金		262,737
前払費用		27,033	リース負債		29,391
貸倒引当金		65,538	未払費用		282,585
固定資産		38,699	未払法人税等		1,163
(有形固定資産)		△3,725	未払事業税		60,611
建物		[3,688,569]	未払消費税等		5,980
構築物		(1,938,248)	前払受取金		79,037
機械及び装置		229,135	預り金		62,268
車両運搬具		3,485	前払受取当金		4,720
工具器具		4,152	賞与引当金		3,253
土地		0	資産除去的負債		23,113
建物		44,704	の負債		286
構築物		1,645,856	【固定負債】		494
機械及び装置		10,912	長期借入金		[1,213,108]
車両運搬具		(191,364)	退職給付引当金		648,597
工具器具		44,473	退職慰労引当金		95,971
土地		3,644	役員退職保証金		179,471
建物		381	資産除去負債		123,878
構築物		16,633	長期未払金		55,084
機械及び装置		103,054	負債合計		109,025
車両運搬具		22,592	純資産の部		1,080
工具器具		584	【株主資本】		2,255,869
土地		(1,558,957)	(資本金)		
建物		624,703	(資本剰余金)		[1,799,018]
構築物		20	資本準備金		(555,092)
機械及び装置		3,234	その他資本剰余金		(395,973)
車両運搬具		64,717	(利益剰余金)		395,907
工具器具		440,367	利益準備金		66
土地		45,834	その他利益剰余金		(1,014,924)
建物		370,573	別途積立金		38,216
構築物		19,334	繰越利益剰余金		1,020,000
貸倒引当金		△9,829	(自己株式)		△43,292
			【評価・換算差額等】		(△166,971)
			(その他有価証券評価差額金)		[342,024]
			純資産合計		(342,024)
資産合計		4,396,912	負債及び純資産合計		2,141,043
					4,396,912

損益計算書

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
クリーニング売上高	5,241,546	
その他の売上高	139,078	5,380,624
売上原価		
クリーニング売上原価	1,493,311	
その他の売上原価	15,525	1,508,837
売上総利益		3,871,787
販売費及一般管理費		3,775,737
営業外収益		96,050
受取利息及び配当金	11,830	
受取家賃	56,643	
設備の他の営業外収益	16,530	
その他の営業外収益	16,071	101,075
営業外費用		
支払利息	10,482	
償却費	3,063	
貸借契約解約費用	1,096	
その他の営業外費用	370	15,013
経常利益		182,112
特別利益		
固定資産売却益	46,998	
投資有価証券売却益	2,177	49,176
特別損失		
固定資産除却損	2,913	
減損損失	98,756	
徴収金	15,000	116,669
税引前当期純利益		114,619
法人税、住民税及び事業税	43,391	
法人税額調整	△11,822	31,568
当期純利益		83,050

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	555,092	395,907	66	395,973
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	555,092	395,907	66	395,973

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	38,216	1,020,000	△68,470	989,745	△166,958	1,773,853
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△57,872	△57,872		△57,872
当 期 純 利 益			83,050	83,050		83,050
自 己 株 式 の 取 得					△12	△12
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)						
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	25,178	25,178	△12	25,165
当 期 末 残 高	38,216	1,020,000	△43,292	1,014,924	△166,971	1,799,018

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	341,163	341,163	2,115,017
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△57,872
当 期 純 利 益			83,050
自 己 株 式 の 取 得			△12
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	860	860	860
事業年度中の変動額合計	860	860	26,026
当 期 末 残 高	342,024	342,024	2,141,043

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産及び投資不動産
(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

のれんについては5年又は10年、顧客関連資産については5年で償却しております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a. 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b. 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

- ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。

- | | |
|-------------|---|
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。 |
| ④ 役員退職慰労引当金 | 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |

(5) 収益及び費用の計上基準

収益認識基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- | | |
|-------------|--|
| ① クリーニング売上高 | 当社は、顧客に対してクリーニング・サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務につきましては、衣類等のクリーニング品を顧客が受け取れるようになった時点で収益を認識しております。 |
| ② 会員カード売上高 | 当社は、特別会員制度に加入している顧客に対して、会員特典サービスを提供しております。当該履行義務につきましては、一定の期間にわたり移転される財又はサービスを提供する時に収益を認識しております。 |
| ③ 商品その他の売上高 | 店頭での顧客からの注文に基づいて、洗剤等の商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。 |

なお、これらの収益は、顧客との契約において約束された対価にて算出しており、金融要素は含まれておりません。但し、クリーニング売上高については、顧客との契約において約束された対価から、ハンガーデポジット制度（立体仕上のクリーニング品に付属するハンガーを顧客が持参した際に買い取りを行う制度）のもとで買い取りを行ったハンガーの代金を控除した金額で算出しております。また、取引の対価は履行義務の充足前又は履行義務を充足してから短期間に受領しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計方針の変更）

当社が店頭で実施しているハンガーデポジット制度（立体仕上のクリーニング品に付属するハンガーを顧客が持参した際に買い取りを行う制度）のもとで買い取りを行ったハンガーの代金について、従来は顧客からハンガーの返却を受け代金を支払った時点で販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、当事業年度の期首より、クリーニングが完了し顧客が受け取れるようになった時点で売上高より控除する方法に変更しております。

この変更は、事業譲受に伴いハンガーデポジット制度による取り扱い点数の増加が見込まれること、及びハンガー仕入価格の動向を踏まえた仕入業者の変更を含む管理方針の変更を推進していること等に伴い、より適正な損益計算を行うことを目的としたものであります。

なお、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) ホームクリーニング事業の有形・無形固定資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

ホームクリーニング事業に係る資産グループの有形・無形固定資産

有形固定資産 1,938,248千円

無形固定資産 191,364千円

減損損失 98,756千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、工場を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。ホームクリーニング事業に係る一部の資産グループについて、事業環境の変化に伴い収益性が低下したことにより減損の兆候があると判断しました。これらの資産グループの減損損失の認識の判定の結果、各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を下回っている資産グループについては減損損失を98,756千円計上しましたが、各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っている資産グループについては減損損失を認識しておりません。

資産グループの継続的使用によって生じる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画（翌期予算）に基づき算定しております。

・主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、取締役会により承認された事業計画（翌期予算）を基礎とした翌期以降の売上高の成長率であります。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

翌期以降の売上高の成長率が見込みどおりとならない場合は、翌事業年度以降に減損損失が発生し、計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建	物	77,555千円
土	地	1,059,929千円
投 資 不 動 産	産	294,287千円
合	計	1,431,773千円

上記資産について、一年内返済予定長期借入金262,737千円、長期借入金648,597千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,035,802千円

(3) 投資不動産の減価償却累計額 3,063千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

① 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

区分	内容	種類	場所
事業用資産	クリーニング工場、営業店舗	土地、工具器具備品等	福岡県那珂川市、島根県出雲市

② 減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産については収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識するものであります。

③ 減損損失の金額

建物	432千円
工具器具備品	1,063千円
土地	97,260千円
合計	98,756千円

④ 資産のグルーピングの方法

事業用資産は工場を1単位としてグルーピングしております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額については不動産鑑定評価額を使用しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスであるためゼロとして評価しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 5,551,230株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 290,114株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年2月16日 取締役会	普通株式	28,936千円	5円50銭	2024年2月29日	2024年5月14日
2024年9月17日 取締役会	普通株式	28,936千円	5円50銭	2024年8月31日	2024年11月12日

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月17日 取締役会	普通株式	28,936千円	利益剰余金	5円50銭	2025年2月28日	2025年5月14日

(5) 当事業年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	280,664千円
賞与引当金	7,049千円
貸倒引当金	4,134千円
退職給付引当金	54,738千円
役員退職慰労引当金	37,782千円
資産除去債務	33,340千円
投資有価証券評価損	121,605千円
減損損失	84,542千円
資産調整勘定	14,630千円
その他	8,899千円
繰延税金資産小計	647,387千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△239,083千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△338,124千円
評価性引当額小計	△577,208千円
繰延税金資産合計	70,179千円

(繰延税金負債)

資産除去債務	△3,136千円
その他有価証券評価差額金	△1,213千円
その他	△1,111千円
繰延税金負債合計	△5,461千円

繰延税金資産の純額	64,717千円
-----------	----------

(2) 決算日後の法人税等の税率の変更

2025年3月31日に「地方税法及び地方税法等の一部を改正する等の法律」（令和7年法律第7号）及び「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より法人税率等が引き上げられることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算において使用する法定実効税率は、2027年3月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等について、30.5%から31.4%に変更されます。

なお、当該変更による影響は軽微であります。

8. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等としており、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

差入保証金は、主に工場、営業所の賃借によるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されておりますが、適宜、賃貸人の信用状況の把握に努めております。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、返済期限を原則として5年以内としており、固定金利と変動金利のバランスを考慮し、金利の変動リスクの低下に努めております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	612,703	612,703	—
(2) 差入保証金	440,367	431,375	△8,992
資 産 計	1,053,071	1,044,078	△8,992
(1) 長期借入金 (※)	911,335	911,311	△23
負 債 計	911,335	911,311	△23

(※1) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、(1)投資有価証券に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	12,000
合 計	12,000

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	599,727	—	—	599,727
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
投資信託	—	12,975	—	12,975
その他	—	—	—	—
資産計	599,727	12,975	—	612,703

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	431,375	—	431,375
資産計	—	431,375	—	431,375
長期借入金	—	911,311	—	911,311
負債計	—	911,311	—	911,311

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金については、将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標の利率で割り引いた現在価値により、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、福岡県その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地を含む）を有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）
370,573	601,191

(※1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(※2) 当期末の時価は、不動産鑑定評価額のほか、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額等を採用しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	406円95銭
(2) 1株当たり当期純利益	15円78銭
1株当たり当期純利益の算定の基礎	
損益計算書上の当期純利益	83,050千円
普通株式に係る当期純利益	83,050千円
普通株式の期中平均株式数	5,261,125株

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	クリーニング売上高	会員カード売上高	商品その他の売上高	合計
一時点で移転される財又はサービス	5,241,546	—	21,380	5,262,927
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	117,697	—	117,697
顧客との契約から生じる収益	5,241,546	117,697	21,380	5,380,624
外部顧客への売上高	5,241,546	117,697	21,380	5,380,624

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	106,883
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	93,030
契約負債（期首残高）	59,857
契約負債（期末残高）	62,258

契約負債は、主に会員カード売上高について継続して役務の提供を行う契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。当該契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は59,857千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

13. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月21日

株式会社 きよくとう

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 博 信
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 廣 住 成 洋
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社きよくとうの2024年3月1日から2025年2月28日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月22日

株式会社 きょうとう 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 大久保 壽 人 ㊞
社外監査役 中 嶋 久 夫 ㊞
社外監査役 神 尾 康 生 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、取締役会の諮問機関として設置した指名委員会の答申を踏まえ、取締役会にて候補者を決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	候補者属性		現在の当社に おける地位	取締役候補者に特に期待する分野						
					企業 経営	財務/ ファイ ナンス /M&A	営業/ マーケ ティング	生産/ 技術/ 工場 運営	法務/ リスク マネジ メント	IT/ デジ タル	多様性
1	牧平 年廣	再任		代表取締役 会長兼社長	●		●	●			●
2	井上 和美	再任		取締役副社長	●		●	●			●
3	弓削 道哉	再任		専務取締役	●	●			●	●	
4	齊藤 博	再任		取締役			●	●		●	
5	丸林 凡和	再任		取締役	●	●			●		●
6	村上 忍	再任		取締役			●	●			●
7	山口 強志	再任		取締役			●			●	●
8	重松 史郎	再任	社外 独立	取締役					●		●
9	池田 早織	再任	社外 独立	取締役					●		●

候補者
番号

1

マキヒラ
牧平トシヒロ
年廣

(1933年9月10日生)

所有する当社株式数：1,591,700株

再任

略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況

1964年 6 月 福岡ベビーランドリー企業組合設立

1978年 3 月 社名を有限会社極東化学ドライとし

代表取締役社長就任

1980年 7 月 社名を株式会社きよくとうとし

代表取締役社長就任

2017年 3 月 代表取締役会長兼社長就任

2019年 3 月 代表取締役会長就任

2022年 9 月 代表取締役会長兼社長就任（現任）

2024年 7 月 学校法人鎮西学院理事就任（現任）

【選任理由】

牧平年廣氏は、当社創業者であり、2019年2月まで代表取締役社長として、その強力なリーダーシップとマーケットのニーズを掴む発想力で当社を牽引してまいりました。2022年9月、再び社長に就任し、当社の事業基盤の強化、拡大に向けた成長戦略を牽引しており、その職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

2

イノウエ
井上カズミ
和美

(1964年3月28日生)

所有する当社株式数：16,400株

再任

略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況

1985年 1 月 当社入社

1998年 9 月 業務本部長就任

2011年 3 月 執行役員九州本部地区部長就任

2012年 5 月 取締役九州本部地区部長就任

2014年 3 月 取締役九州本部地区部長兼生産部長就任

2015年 3 月 取締役業務本部副本部長兼生産部長就任

2018年10月 取締役業務本部長就任

2022年 5 月 常務取締役業務本部長就任

2024年 3 月 常務取締役業務統括就任

2025年 3 月 取締役副社長就任（現任）

【選任理由】

井上和美氏は、当社の生産や営業の経験が豊富であり、事業の根幹である工場及び店舗の運営に深い見識を持っています。今後も業務部門の統括を担いながら、経営戦略の策定や実行においてリーダーシップを発揮し、中長期的な目標達成の実現に向け、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号3 ユ ゲ ミ チ ヤ
弓削 道哉

(1958年12月11日生)

所有する当社株式数：1,100株

再 任

略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況

1977年 9 月 福岡県警察官拝命
 1988年 9 月 株式会社トキワ運輸入社
 1994年 8 月 当社入社
 1997年11月 業務管理部部長就任
 2000年 5 月 取締役業務本部長就任
 2005年 3 月 取締役九州地区本部長兼業務部長就任
 2010年 3 月 取締役統轄本部長就任
 2019年 3 月 常務取締役管理本部長就任
 2022年 5 月 専務取締役管理本部長就任
 2024年 1 月 専務取締役就任（現任）

【選任理由】

弓削道哉氏は、管理部門統括として、管理部門の省力化、電子化を推進しました。また、業務部門の統括経験も豊富であり、生産や営業の現場のニーズに沿った管理部門の強化やＩＴ化の推進を行っており、その職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号4 サ イ ト ウ ヒ ロ シ
齊藤 博

(1961年 8 月 1 日生)

所有する当社株式数：13,000株

再 任

略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況

1984年 4 月 当社入社
 1994年 9 月 福岡西地区本部長就任
 1998年 5 月 取締役山口地区本部長就任
 2005年 3 月 取締役中国地区本部長就任
 2012年 6 月 執行役員中国地区副部長就任
 2017年 5 月 取締役営業開発部付部長兼九州県南地区部長就任
 2022年 9 月 取締役開発本部長兼新規事業部長就任
 2023年 8 月 取締役営業開発部長就任
 2024年 3 月 取締役業務本部長就任（現任）

【選任理由】

齊藤博氏は、当社入社後業務関連の要職を歴任し、2024年3月からは業務本部長として、新規の需要の掘り起こしのため新たなチャネルへの取り組みなど、大きな役割を果たしました。その職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

5

マルバヤシ

丸林

ツネカズ

凡和

(1956年11月2日生)

所有する当社株式数：1,100株

再任

略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況

1980年4月 株式会社西日本相互銀行（現 株式会社西日本シティ銀行）入行
2008年6月 同行執行役員総務部長就任
2010年6月 九州カード株式会社代表取締役専務就任
2018年6月 西日本信用保証株式会社代表取締役専務就任
2021年5月 当社常勤監査役就任
2024年5月 取締役管理本部長就任（現任）

【選任理由】

丸林凡和氏は、金融機関における長年の経験による専門的知識と銀行グループ会社の代表取締役などを歴任し、財政・金融・その他経営に関する高い見識を有しており、また、当社の監査役を3年務めた経験から、管理本部長として、経営基盤の強化及び内部統制の強化を果たしました。その職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

6

ムラカミ

村上

シノブ

忍

(1959年2月14日生)

所有する当社株式数：24,000株

再任

略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況

1978年4月 東洋製缶株式会社入社
1980年2月 当社入社
1996年3月 広島地区本部長就任
2004年5月 執行役員福岡南部地区スーパーバイザー就任
2007年5月 取締役九州地区副本部長就任
2014年11月 執行役員九州中地区地区部長就任
2021年3月 執行役員業務本部付部長就任
2022年5月 取締役業務本部長就任
2022年9月 取締役業務本部副本部長就任
2024年3月 取締役営業開発部長就任（現任）

【選任理由】

村上忍氏は、当社入社後業務関連の要職を歴任し、2024年3月より営業開発部長として、店舗開発等において、大きな役割を果たし、その職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

7

ヤマグチ

山口

ツヨシ

強志

(1951年12月13日生)

所有する当社株式数：2,000株

再任

略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況

1974年 4 月 株式会社西広入社
 1985年 9 月 株式会社大洋入社 営業部長就任
 1989年 4 月 同社専務取締役就任
 2017年 5 月 当社取締役就任
 2019年 5 月 取締役経営企画室長就任
 2022年 5 月 取締役任期満了により退任
 2023年 6 月 株式会社大洋代表取締役社長就任（現任）
 2023年 6 月 当社取締役経営企画室長就任（現任）

【選任理由】

山口強志氏は、他社において長くマーケティングに携わっており、同社の経営陣としても長い経験を持ち、当社では2023年より経営企画室長として多くの企画提言を行い、事業領域の拡大や新規事業の開拓において、その職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

8

シゲマツ

重松

シロウ

史郎

(1947年12月1日生)

所有する当社株式数：10,000株

再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況

1979年11月 司法書士国家試験合格
 1980年 3 月 日本司法学院講師就任
 1987年11月 司法書士重松事務所開設 代表就任（現任）
 1994年 4 月 学校法人実教学園理事就任
 2017年 6 月 社会福祉法人那珂川福祉会理事就任（現任）
 2018年 6 月 学校法人鎮西学院理事就任
 2019年 5 月 当社取締役就任（現任）
 2022年 2 月 学校法人鎮西学院理事長就任（現任）

【選任理由及び期待される役割】

重松史郎氏は、司法書士として法務部門の豊富な見識と学校法人理事長としての経営経験を活かし、当社経営において重要な助言や業務遂行の適切な監督を行っていただいております。今後の当社のガバナンス体制の強化と適切な企業経営を維持していくために必要な意見をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者
番号9 イ ケ ダ サ オ リ
池田 早織

(1983年6月8日生)

所有する当社株式数：0株

再 任

略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況

社 外

2010年12月 弁護士登録（福岡県弁護士会）

2011年 1 月 徳永・松崎・斉藤法律事務所 入所

独 立

2021年 4 月 同所パートナー弁護士（現任）

2024年 5 月 当社取締役就任（現任）

2024年 6 月 大石産業株式会社取締役監査等委員（社外）就任（現任）

【選任理由及び期待される役割】

池田早織氏は、会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての高い知見や経験を有しており、当社のコーポレートガバナンスとコンプライアンス強化を図る上で、法的知識を活かし、経営に対する的確な助言や業務遂行の適切な監督を行っていただいております。今後も当社のガバナンス体制の強化と適切な企業経営を維持していくために必要な意見をいただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 山口強志氏が代表取締役社長を務める株式会社大洋と当社との間には、販促品などの営業取引があります。
3. 重松史郎氏が代表である司法書士重松事務所と当社との間には、登記業務委託取引があります。
4. 重松史郎氏は社外取締役候補者であり、当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。
5. 重松史郎氏は、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 池田早織氏が所属する徳永・松崎・斉藤法律事務所の別の弁護士と当社との間には、株主総会開催に関する委任契約があります。
7. 池田早織氏は社外取締役候補者であり、当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
8. 池田早織氏は、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
9. 池田早織氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。同氏が取締役就任した場合、当社は同氏と当該契約の継続を予定しております。
10. 池田早織氏の戸籍上の氏名は、古賀早織であります。
11. 当社は取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。取締役を含む被保険者の行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する損害賠償額を当該保険契約によって補填することとしております。（ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。）なお、各候補者が取締役就任した場合、当該保険の被保険者となります。当該保険契約は、次回更新時においても契約の継続を予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役大久保壽人氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、取締役会の諮問機関として設置した指名委員会の答申を踏まえ、取締役会にて候補者を決定しております。また、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ア ケ チ マ サ ヒ コ
明智 正彦

(1960年1月13日生)

所有する当社株式数：0株

新任

略歴、当社における地位、及び重要な兼職の状況

社外

1984年4月 株式会社西日本銀行（現 株式会社西日本シティ銀行）入行
2012年7月 同行監査部資産監査室長就任
2015年1月 ジャパン福岡ペプシコーラ販売株式会社社長室長就任
2016年6月 OCHIホールディングス株式会社執行役員財務部長就任
2025年1月 同社退職

【選任理由】

明智正彦氏は、会社経営に関与したことはありませんが、金融機関における長年に亘る経験による豊かな知識と上場会社において執行役員等を歴任し、経営全般に関する高い見識を有しております。これらの専門知識と知見を当社の監査業務に活かしていたできると判断し、社外監査役候補者といたしました。

- (注)
1. 明智正彦氏と当社との間に特別な利害関係はありません。
 2. 明智正彦氏は社外監査役候補者であり、当社の業務執行経験はありません。
 3. 当社は取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。取締役を含む被保険者の行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する損害賠償額を当該保険契約によって補填することとしております。（ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。）なお、候補者が監査役に就任した場合、当該保険の被保険者となります。当該保険契約は、次回更新時においても契約の継続を予定しております。

第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役大久保壽人は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては同氏の在任中の功労に報いるため、当社の一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

オ オ フ ボ ヒ サ ト
大久保 壽人

略歴

2024年 5 月 当社常勤監査役就任(現任)

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 : 福岡市博多区石城町2番1号
福岡国際会議場 4階 411・412号室



(交通のご案内)

- ・博多駅方面より (西鉄バス)
 - (乗車) 博多駅センタービル前より中央埠頭行き (88番)
 - (下車) 国際会議場・サンパレス前 徒歩すぐ
 - (乗車) 博多駅センタービル前より博多埠頭行き (99番)
 - (下車) 国際センター・サンパレス前 徒歩すぐ
- ・天神方面より (西鉄バス)
 - (乗車) 天神ソラリアステージ前 中央埠頭行き (80番)
 - (下車) 国際会議場・サンパレス前 徒歩すぐ